

## 「安楽寺領注進状案」の復元 (一)

岩 元 修 一

On the Restoration of Anrakuji-ryō Tynshin-jō An (1)  
(the Inventories of Landed estates on the Anrakuji Temple)

Shūichi IWAMOTO

1

本稿は、前欠で「観応三年二月日写之云々」の記述をもち、現在、太宰府天満宮文書として伝わるいわゆる安楽寺領注進状案（安楽寺領注進目録写とも）の復元を試みようとするものである。以下、この史料は前欠注進状案と略記する。

前欠注進状案に関する従来の研究をみると、例えば山口隼正<sup>2)</sup>氏、正木喜三郎<sup>3)</sup>氏により検討が加えられているが、史料自体に関する研究についてはみると、まだ検討の余地が残されているように思われる。すでに『大日本史料』第六編十七の編者は、後述のように前欠注進状案に錯簡の存在することを指摘していた（五七六頁以下）が、この錯簡を全体的に検討し復元する作業はこれまでなされていないように思われる。また、この史料は現在前欠であるが、前欠部分の復元という課題もある。さらに、前掲『大日本史料』（五八四頁）も記すように年月日やその次に記述される「之を写すと云々」という箇所をどのように理解するか、ということも、この前欠注進状案の成立や性格を考える際に重要な課題であろう。ここでは紙幅の関係で小論を(一)、(二)に分ち、(一)では、次の三点の史料を主に検討し、こ

れに関連史料を補いながら前欠注進状案の前欠部分の復元を試みようと思う。

- ①『筑前国統風土記拾遺<sup>5)</sup>』「卷十六御笠郡」所収史料
- ②伊藤家文書所収「天満宮安楽寺御領一円半不輸庄々燈油田等目録」
- ③太宰府天満宮文書「安楽寺領注進状案」

2

具体的な検討に入る前に、①③の史料を掲出しておく。なお、説明の際の便宜を考えて、筆者の方で符号、番号を付した箇所がある。

①

御笠郡安志岐御封井甘山村 夜須御封同甘木村 寺邊井秋山畠地 栗田庄 小仲庄付焼山 阿恵庄付内野 長尾庄 紫田庄 土師庄 席田庄 板持庄 多々良庄 博多庄付仲瀆 入部庄付内野 桑原庄 井田庄 塩濱庄拾二町 仁王講田 高来寺 報恩寺 夜須安楽庄四十町 大浦寺三十町 榎寺并吉国名 桶田杉瀬領 九輪園一切経会田<sup>号侍嶋村</sup>拾二町 東院ノ敷地<sup>在觀世音寺東石門郷内般若寺月忌村竹志波田村</sup> 席内院清里名 (い) 弥永小金丸 恒用名 御笠東西郷 小金山丸山城田地壹町余 榎寺畠地壹町 長岡田畠貳町 屋敷一ヶ所 下座郡

得測田地七町 嘉麻郡不動丸井小太郎丸平四郎町壹町<sup>(A)</sup> 上座郡内田地<sup>後嵯峨院御寄進</sup>  
 今当村杷木郷ノ内石丸稻次 金丸名 席内院重久名 三緒次郎丸名 弥富名  
 三奈木郷岩門郷 下座郡内幸泉名 酒殿村 開田村 二所社稻光ノ内筑前国  
<sup>正応三年公</sup> 衛家御建進 蜷城村 怡土郡義得別府 上座郡勢樂寺 席田郡今田村<sup>(B)</sup> 上座  
 郡東林寺 同東郷河邊村 夜須東郷河島菩提寺 糟屋郡敷梨郷極楽寺稻富吉益  
 大祖躰大隈村四十五町 上座郡朝鞍寺領勝福寺 筑後国上妻郡紫部庄 同郡葛  
 野庄 同郡鳥形山 生葉郡八尻門上村 肥前国小倉庄 鳥栖庄四十式町<sup>(幸津)</sup>  
 庄 同新庄神邊庄<sup>葦方村</sup> 石動庄 米多庄 蛎久庄 藤織庄 佐喜庄 牛鳴庄同行  
 多江村仁王講田<sup>(5)</sup> 松浦庄荒久田安六名 曾根崎庄内談議田 同小楠南里田  
 地 戸倉光 小松丸牛原御領 行武名蒸生野倉上庄 巨勢庄 義得別府清法寺  
 山田東郷七ヶ所村 藤木村 基肆南郷蓬原里 基肆中山并天台寺 荒木田庄  
<sup>(2)</sup> 曾祢崎庄地頭職 肥後国玉名庄百拾町 大路曲庄片侯領富庄飽田南郷田  
 田口庄別府 惠良庄

② 天満宮安楽寺御領一円半不輸庄々燈油田等目録

一 筑前国一円神領  
 安志岐御報并甘山村 夜須御報同甘木村

(貼紙)

○高来寺 報恩寺 大浦寺 榎寺并吉園名

桶田杉瀬領 九輪園 一切経會田<sup>号侍寫并</sup> 志波田村

東院敷地<sup>在觀世音寺東</sup> 石門郷内般若寺

月忌村 竹園寺 香園寺

庄内田地 席内院清里名

弥永小金丸<sup>黒柳入道并小吉松次郎監妨之間、</sup>

恒用名 御笠東西郷 小金丸名 山城田地壹町余

榎木寺白壹町 長岡田島式丁屋敷一ヶ所

寺邊并秋山島地 栗田庄

小中庄付燒山 阿江庄付内野

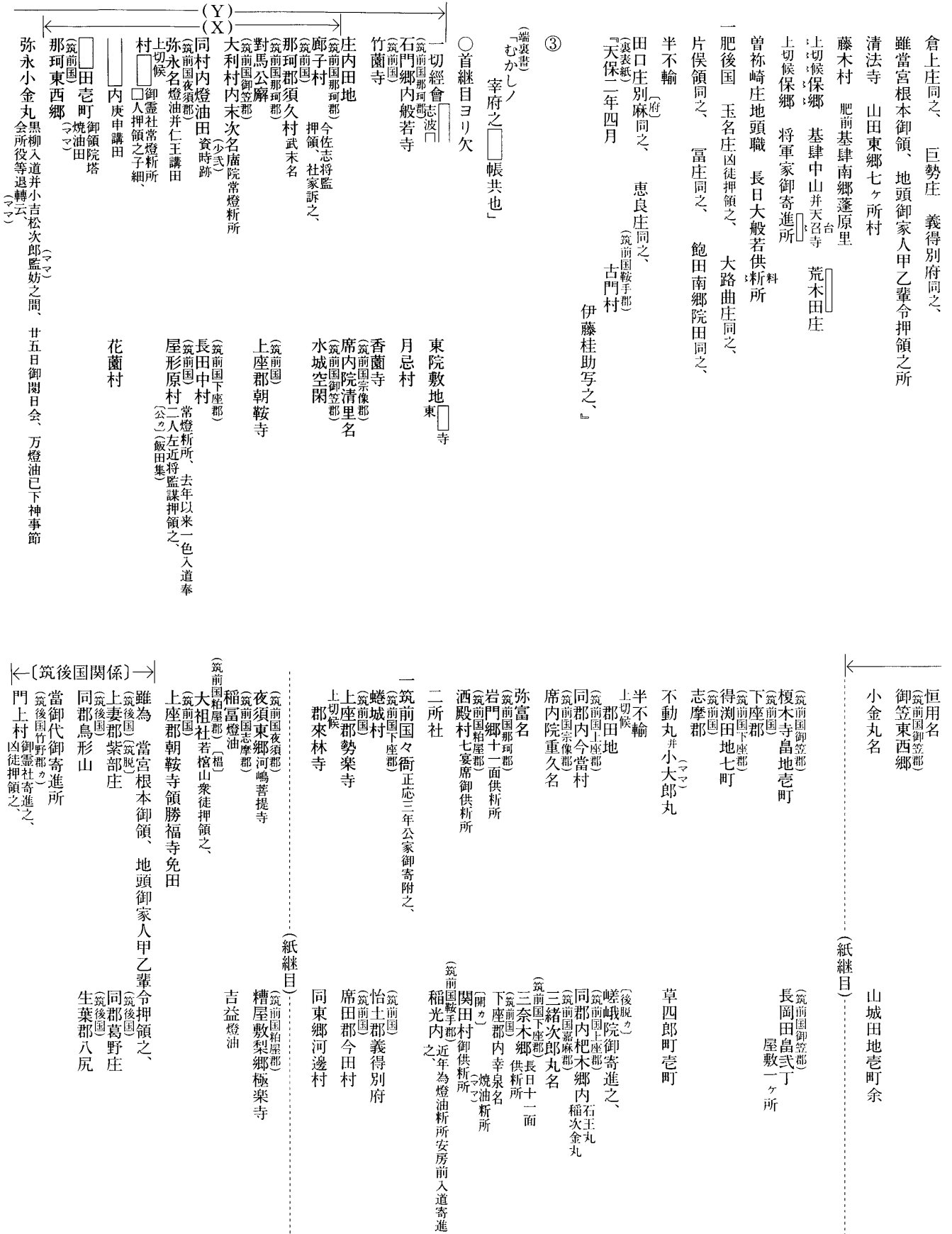
長尾庄 紫田庄 土師庄 席田庄

板持庄 多々良庄 博多庄付中濱 入部庄付内野

桑原庄 井田庄 塩濱庄 仁王講田

(○印以下の『』の貼紙部分をここに入れる一筆者注)

下座郡 得測田地七町<sup>ス</sup>  
 嘉麻 不動丸井小太郎丸 草四郎町壹町<sup>後ノ字オチタルカ</sup>  
 半不輸 上切候郡内田地<sup>(○嵯峨院御寄進之)</sup>  
 同郡内今当村 同郡内杷木郷内石丸稻次金丸名等  
 席内院重久名 三緒次郎丸名 弥富名  
 三奈木郷長日十一面供料所 岩門郷十一面供料所  
 下座郡内幸泉名 燈油料所  
 酒殿村七宴席御供料所 開田村 燈油料所  
 二所社 稻光内<sup>近年為燈油料所安房前入道寄進之、</sup>  
 一 筑前国々衛正応三年公宗御寄之<sup>(マゴ) (進脱カ)</sup>  
 雖為。根本御領、地頭御家人并甲乙輩令押領所々  
 蜷城村 怡土郡義得別府  
 上座郡勢樂寺 席田郡今田村  
 上切候郡東林寺 同東郷河邊村  
 夜須東郷 河島菩提寺 糟屋敷梨郷極楽寺  
 稻富 燈油 吉益 燈油  
 槽屋 大祖社若杉山衆徒押領之、  
 上座郡朝鞍寺領勝福寺免田<sup>(御脱カ)</sup>  
 雖為當宮根本御領、地頭御家人甲乙輩令押領之  
 筑後上妻郡紫部庄 同郡葛野野庄  
 同郡鳥形山 生葉郡八尻  
 一 當御代御寄進所 門上村<sup>御靈社寄進之、</sup>  
 凶徒押領之、  
 一 肥前国一円 小倉庄 鳥栖庄  
 幸津庄 同新庄 神邊庄同葦方村  
 石動庄 米多庄 蛎久庄  
 藤織庄凶徒押領之、 佐喜庄御方若槻下孫六郎<sup>(瑪カ) 号預所 致監妨云々、</sup>  
 牛鳴庄同行多江村 仁王講田  
 上切候野庄松浦庄荒久田安六名 不從杜家所助  
 曾祢崎庄内 談議田 同小楠南里田地  
 半不輸 上切候戸倉光御方押領之、 半免御領小松丸同之、  
 牛原御領同之、 半免行武名同之、 菘生野同之、  
 牛原御領同之、 半免行武名同之、



一肥前国一圓

(基肄郡) 小倉庄  
 (養父郡) 幸津庄  
 (養父郡) 神邊庄同葦方村  
 (三根郡) 米多庄  
 (小城郡) 藤織庄凶徒押領之、  
 (佐賀郡) 牛嶋庄同片多江村  
 上切候  
 (野庄) 野庄  
 (下) (養父郡)

(養父郡) 鳥栖庄

同新庄

(神崎郡) 石動庄

(佐賀郡) 蠣久庄

(嘉) 佐喜庄

(佐賀郡) 仁王講田

(松浦郡) 松浦庄

荒久田安六名

関東寄附之、不從

(紙継目)

(基肄郡) 曾祢崎庄内談議田

半不輸  
 上切候 戸倉光御方押領之、

(養父郡) 牛原御領同之、

(養父郡) 菘生野 同之、

(佐賀郡) 巨勢庄

清法寺

藤木村

(肆) 基肆中山并天台寺  
 上切候 保郷

將軍家御寄進所

(基肄郡) 曾祢崎庄地頭職長日大般若經祈所

一肥後国

(山鹿郡) 玉名庄凶徒押領之、

(合志郡) 片俣領同之、

(鹿田) 飽田南郷既田同之、

半不輸  
 (益城郡) 田口庄別府同之、  
 (合志郡) 弥生庄 同之、  
 (合志郡) 佐野庄 同之、

同小楠南里田地

半免御領小松丸同之、

半免行武名同之、

(養父郡) 倉上庄同之、

(養父郡) 義得別府同之、

(佐賀郡) 山田東郷七箇所村

(肆) 基肆南郷蓮原里

荒木田庄

(紙継目)

(雖為脱之) 當宮根本御領、地頭御家人甲乙輩令押領所、  
 祇園社同之、

一豊前国一圓

(田川郡) 副田庄

上切候 瀬村

半不輸  
 (京都郡) 窪郷内野田光行名

雖為 當宮根本御領、地頭御家人甲乙輩令押領、

(津郡) 城井横溝等四箇所

將軍家御寄進之

(京都郡) 堅嶋庄 遍智院眞言堂長日護摩供祈所

當御代御寄進之

(田川郡) 夏焼庄内友清次郎丸兩名御靈社寄進之、

(京都郡) 窪庄地頭職本主餘類押領之、

(田川郡) 副田庄地頭職鳴津上総入道跡凶徒押領、

(毛郡) 山田庄地頭職内貳拾餘丁岩松左近將監義繼寄進之、

一豊後国一圓

(日田郡) 大肥庄

真幸庄不知行

一薩摩国

(高城郡) 国分寺 近年依動乱 社役退轉

一日向国

(諸県郡) 馬関田 世上動乱 不知行

一犬隅国

(肝属郡) 小原庄 雖有神領號、 不徒社役

同新庄

(日田郡) 津江山 雖有根本神領號、當山專當押領之、

(出水郡) 山門庄 雖有神領號、近年社役退轉

温宮同之、

(柔原郡) 横河院 將軍家御寄進也、

(筑前国那珂郡) 諸岡別府 二条師大納言家御寄附、  
 坂本二四禪師澄印近年押領、

同四ヶ名寄進

一西山妙見寺  
 (符々) 將軍家御寄進之  
 (筑前国) 下座郡地頭職長日仁王般若經祈所  
 (豊前国) 大隅庄地頭職御靈社寄進之、

〔筑前国関

- 筑前国船屋郡 猪野庄 獄田御霊社
- 筑前国鞍手郡 感田内葉丸同社
- 當御代御寄進之上切候
- 村地頭職御霊社
- 筑後国一圓
- 御原郡 高樋庄 付鶴木空閑
- 竹野郡 又上浦空閑
- 竹野郡 小河庄 凶徒押領
- 筑前国夜須郡 依井村 御霊社
- 筑前国怡土・志摩郡 怡土庄内 桜井・得光 兩名職 入道 寄進 吉良上総
- 筑前国徳波郡 大和守 合屋窪垣 跡
- 江門庄 付新田
- 竹野郡 綾野庄 同之

(紙継目)

〔岐鳴

- 竹野郡 竹野庄 并高家院
- 下妻庄 凶徒押領
- 吉田庄 付仁王講田
- 吉田庄 同之
- 坂田庄 同之
- 飯得 坂田庄 同之
- 得飯庄 同甘木 凶徒押領
- 安脱(山本郡) 忠別府 同之
- 山本郡 觀興寺 同之
- 上妻郡 夜部山 同之
- 上切候 吉岡村 関東寄進之
- 御井郡 鯨坂庄 五郎丸名 関東寄進之
- 御井郡 三瀨庄 内吉祥今村 凶徒大村小大郎 押領
- 幸泉村 燈油田
- 半不輪
- 三池郡 三毛北郷
- 御井郡 大城村 凶徒押領
- 御井郡 榎原庄 自去年 凶徒押領
- 御原郡 石田庄 近年 聖福寺 諫合之
- 岩ヶ 岐鳴
- 石田郡 石田保廣院 七宴席會 祈所

(紙継目)

- 御井郡 白桑村 一条入道 作人 飯田次郎九郎 入道 押領
- 下妻郡 長田庄 同之
- 筑後国 大墓庄 同之
- 三瀨郡 青木庄
- 下妻郡 北水田庄 凶徒 違乱
- 筑後国 樂得別府 同之
- 竹圓寺 同之
- 大般若田
- 上浦空閑 廣院 夏供米 供所

- 同南郷
- 上妻郡 忠見別府 同之
- 三池郡 藤田別府 同之

右、大略注進如件、

觀應三年二月日寫之云々、

- 都維那 大法師 實會
- 寺主 大法師 幸祐
- 上座 法橋上人 位 聰慶
- 権修理 別當 法眼和 尚位
- 上切候 政

3

まず、行論の都合上、①②③を説明することからはじめよう。

(一)

①は、筑前の国学者として著名な青柳種信の編纂史料に収められているもので、彼は、文政年間に太宰府満盛院文書を調査したことがわかる。現存する青柳種信関係史料中に①のもとになったと思われる安楽寺関係の所領目録の写は確認できない。けれども、彼の編になる前掲『拾遺』の中に②と大体一致する記述があり、この部分を①として示した。おそらく種信も、安楽寺関係の所領目録を調査し筆写していたのではないかと思われる。

②は、伊藤常足関係の史料を収める伊藤家文書の冊子(目録番号七〇一)の中に、「天満宮御草創日記」「安楽寺別當次第」とともに筆写されているもので、この冊子の裏表紙には筆写の日付を天保二年(一八三一)四月と記している。常足は、青柳種信の門人で、筑前国鞍手郡古門村古門神社の神官であった。

③は、現在、掲出した形態で伝来している。実は、明治時代、史料編纂掛は太宰府天満宮文書を調査し影写本を作成しているが、③を含む西高辻文書は、一九〇七年(明治四〇)に影写本が作成されている。これをふまえて一九二〇年(大正九)に刊行された『大日本史料』第六編十七、五七六頁以下に③は「西高辻文書三」として収録された。ところがそこには③の「小金丸名 山城田地宅町余」から「一切経会 東院敷地」(以下、割注は略す)の部分(以下、Y箇所と称する)がみえない。つまり、この段階で所在不明の箇所があったことになる。その後、一九五四年(昭和二十九)より刊行された油印版『太宰府・太宰府天満宮史料』の『中世編七』(一〇九二頁以下)の中で、③は掲出したような形となった。この刊行の前提には、竹内理三氏等による太宰府天満宮の文書調査があり、この調査をふまえてこれまで不明であったY箇所が、後述する②に(そして①にも)

存在しないX箇所(③)の「廊子村 水城空閑」から「那珂東西郷」までの部分)を含む形で明らかにされたのではないかと思う。なお、影写本は、現存の③と紙継目部分を含めて一致している。

①は、基本的に所領名を書き上げる点に主眼があり、安楽寺関係の所領目録そのものを史料としてそのまま示そうとしたものではないとみられるので、確かに①は貴重な史料ではあるが、史料自体の復元に主たる関心をおく小論では、参考史料として扱うことにしようと思う。

## (2)

②は、冊子に所領名を順番に続けて筆写しているため、必ずしも③と同じような体裁になっていない。だが、②と③を比較してすぐ気付くのは、所領や半不輸などの項目がX箇所をのぞくとほぼ一致することである。これまで不明だった③の「東院敷地」や「一切経会田」の割注部分を②により補うことも可能となる。さらに、②(そして①)と③を比較できる「一切経会田 東院敷地」の箇所から肥後国「恵良庄」までに限定すると、③には「上切候」という記述が六ヶ所あるが、この「注記」の付された所領のうち五ヶ所が②の記述と一致する。残りの一箇所(「村□□」)が確かに問題となるが、この箇所はすでに述べた③にあつて②(そして①)にないX箇所に含まれている。この点は、改めて考えることにしよう。

以上の検討からさしあたり、②と③の記載所領が基本的に一致することを確認できよう。このことから、③に於いて②に含まれる「九輪園」から前の箇所こそ、③の前欠部分ではないかと考えられるのである。

## (3)

次に、疑問点を検討しよう。ここでは二つ考えてみよう。一つは、(a)「筑前国々衙」の次行を見ると、②には「雖為。根本御領(下略)」と記されているのに、③にはないことである。いま一つは、(b)すでに述べたX箇所が③にあつて②(そして①)にもみえないことである。(a)については、「筑前国々衙」の部分をもどくように理解するかということとも関連して、なお検討の余地を残している。ただ、この部分は、②に書き誤りの箇所が他にもある点から、誤写の可能性も残されている。ここでは一応、③の記述に従うことにした。次に(b)であるが、この問題は③の成立とも関連すると思われるので、そちらとあわせて検討しよう。

まず注意しておきたいのは、現存の③の料紙はすべて、ほぼ同じ長さからなり、現存の料紙の端には前欠部分の文字の一部が残る(つまり、これより前の部分が存在した)、という京都国立博物館文化財修理所の説明である。とすると、③は「完

全」な形で作成されていた可能性が高いのではなからうか。そして、明治の史料編纂掛の調査の段階で紙継目からの分離等が生じていたとみられる。③に現在みられる「端裏書」は、Y箇所より前の部分と分離した後記されたものであろう。<sup>(13)</sup>

そこで③の作成時期を推測してみよう。この問題を考える時、まず注意したいのは、「上切候」という「注記」がいつ記されたのか、つまり③を「完全」な形で新たに作成する際に使用されたある所領目録があり、それには欠失部や錯簡が含まれていたため、筆写側が錯簡はそのままに、欠失部分については新たに「注記」を加えたのか(③作成時なのか)、それとも③を作成する際にもなったある所領目録にすでに錯簡の他に「注記」が記されていたため、「完全」な形の③の作成者がその「注記」をそのまま筆写しただけなのか(③成立以前か)、という点である。ここで、③をある時期、「完全」な形で新たに作成したと考えたが、これは、問題のX箇所が一つのかたまりとして料紙に記されていたと仮定すると、このX箇所の長さは、掲出した③からもわかるように③の料紙の長さとは異なっている。新たにX箇所を含む所領目録をもとに③が「完全」な形で作成された想定してみたのである。「上切候」の「注記」は、すでに述べたように②にも記されているので、この問題は、②についても同じように②の作成時か、それとも②成立以前か、と考えることができる。今後の検討課題である。

この「注記」に関しても一つ注意したいのは、①の記述である。②(そして③)の「上切候」の所領に該当する五箇所を①で見ると、①の(i)②、③の肥前国「野庄」、(ii)②、③の肥前国「保郷」の二ヶ所は、全体が不明のためか、記されていない。「戸倉光」は、②、③と同じ記述である。残りの二ヶ所(A)、(B)が問題となる。上切のため②、③が郡名を記さないのに、なぜか①のみ「上座」という郡名を記しているのである。ここではさしあたり、その理由として、①を作成する際の基本史料となったと思われる安楽寺領関係の所領目録を天満宮において種信が調査した際、この問題の二ヶ所がまだ判読できる状態にあつたためと考えられるか、それとも判読できなかったけれど別の史料等によって郡名を補ったと考えるか、二つの可能性を示して後考にまきたい。この点は、「注記」の記された時期を考える際に注意しておいてよいように思われる。

また、②(そして①)がいわば後欠状態である点にも注意しよう(①、②の最後の所領名も一致する)。伊藤常足は、『太宰管内志』を著しており、この中に掲出した②を利用したと思われる箇所があり、この所領は(安楽寺(御)領目録)という出典名で示されている。<sup>(14)</sup> 安楽寺領についても②の後欠部分の所領名を採

する必要性があったのではないかと思う(この点、青柳種信の場合も同様である)。にもかかわらず、②(そして①)が後欠となっているのは、常足(そして種信)の天満宮での調査の際に後欠部分が所在不明であったためではないかという推測が成り立つ<sup>(15)</sup>。この点も今後の検討課題である。

そこで、X箇所について考えてみよう。X箇所を含む③が、錯簡を含みつつも「完全」な形で①・②以前に成立・伝来し、③の他にこの種の所領目録の系統がなかったとしたら、種信や常足の調査の際に③が利用され、②(そして①)にもX箇所が記されていたのではなからうか。しかし、X箇所は①、②になくて③にある。しかも③の料紙の長さX箇所の長さは異なる(前述)から、③が成立した後、X箇所が分離したとは考えられない。つまり、X箇所の分離は③の成立以前といえよう。ここで、X箇所が当初①、②、③のもとになったある安楽寺関係の所領目録の一部を構成し、この種の目録の系統はそれのみであったと仮定すると②、①と③に全く同じ錯簡がある(統編の(二)参照)から、この蓋然性は高いと思う。X箇所が①、②にないので、②(そして①)の成立以前にその目録は錯簡を生じX箇所を含め継目から分離するような状況になっていたと想定できよう。錯簡自体の発生は②(そして①)の成立以前とみられる。このような分離による所在不明のため、①、②に先述のような後欠部分が生じ、X箇所も①、②に筆写されなかったと推測されるが、一つの問題は、X箇所が当初、どの位置に記されていたかである。①、②の記載が、X箇所を含まずほぼ一致する点を重視すると、X箇所が当初③の現在の位置とは別の箇所にあった可能性が出てくるからである。小論ではこの点、今後の課題として、一応③に従い(復元案)を示した。

以上の検討をふまえると、③の成立は②の成立以降となる。これ以降、少なくとも史料編纂掛の調査の行われるまでのある時期に、天満宮側において本格的な史料の整理がなされ、関係史料を広く集めて③が、以前の錯簡をそのまま含む形で現在の前欠部分もあわせて新たに作成されたが、史料編纂掛の調査の際にはすでに述べたように前欠状態が生じていたとみられる。江戸時代から明治時代以降にかけての天満宮史料の整理・調査の実態が明らかにされる必要があるように思われる。

## (注)

- (1)、現在、『大宰府・太宰府天満宮史料巻十一』(太宰府天満宮、一九七九年)三九八頁以下、『南北朝遺文九州編』(東京堂出版、一九八三年)三三四〇号等

に活字化されている。ここでは、原史料の詳細につき吉原弘道氏の御教示を得た。

(2)、山口「太宰府安楽寺天満宮領研究の一視点」(『中世九州の政治社会構造』吉川弘文館、一九八三年、初出は一九六八年)。

(3)、正木『大宰府領の研究』(文献出版、一九九一年、初出は一九八三年)三〇二―六頁。

(4)、安楽寺領全体については『昭和五十四年度「太宰府地域の歴史及び文化遺産の調査研究並びに保護」報告書』(一九八〇年)所収「天満宮安楽寺領一覽」参照。

(5)、文献出版、一九九三年刊行本による、諸本等の詳細は同書参照。

(6)、原本は鞍手町立歴史民俗資料館蔵。原本の形態等につき同館より多くの御教示を得た。なお、史料は福岡県立図書館蔵マイクロフィルムによった。

(7)、注(1)参照。

(8)、『青柳種信関係資料目録』(福岡市立歴史資料館、一九八六年)、佐伯弘次「青柳種信資料所収の中世史料」(『太宰府研究会会報』三〇、一九八〇年)、川添昭二「太宰府天満宮の古文書」(『天神絵巻』一九九一年)参照。

(9)、『福岡県史通史編福岡藩文化』(一九九三年)二九五頁以下参照。

(10)、『東京大学史料編纂所図書目録第二部和漢書写本編二』(一九六一年)三二四頁。

(11)、『大宰府・太宰府天満宮史料巻一』(一九六四年)所収の竹内理三「編者の辞」等参照。

(12)、この点、吉原弘道氏の御教示による。

(13)、正木氏は、注(3)著書三〇三頁でこの点について「大宰府所管の[ ]帳を一緒に提出したことを示す」と記されている。

(14)、常足が③の前欠部分をみていたのではないかと考えたきっかけは、『太宰管内志』(日本歴史地理学会、一九〇八年)上巻、七五三頁に「(安楽寺草創日記)に筑前国一円神領石門郷内般若寺」の記述をみたことであった。傍線部分は③にみえるが、それ以前の部分は③が前欠で推測するしかなく、また草創日記に右の記事は記されていないので、この出典は誤っており、伊藤常足が③の前欠部分を含む所領目録をみていたのではないかと考えたのである。その後、佐伯弘次氏、吉原弘道氏の御教示をえて、②にめぐりあい、小論執筆が可能となったのである。『管内志上』は、『安楽寺(御)領目録』を出典として他に「早良

郡之内入部八拾町付内野村」(一四五頁)、「大祖社ハ若杉山衆徒押領之」(三二九頁)、「筑前国一円神領庄内田地席内院清里名、又曰席内院重久名」(四八八頁)、「上座郡朝鞍寺領勝福寺免田雖為當宮根本御領御家人甲乙輩令押領之」(六六二頁)、「當御代御寄進所、門上村、御靈社ニ寄進之凶徒押領之」(七一〇頁)を記す。

(15)、種信と常足の関係については、種信の収集史料と常足の関係(借覧の可能性も含め)もあわせてなお検討の余地が残されていると思う。